平成２４年（フ）第１９０号
福岡県久留米市大石町201番地１
債務者　藤井　勇樹
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４７号
福岡県みやま市瀬高町大草400番地３
債務者　甲斐田朋見（旧姓岩木）
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
佐賀県西松浦郡有田町中樽３丁目８番17号
債務者　草場　正利
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１０６号
佐賀県西松浦郡有田町中樽３丁目８番17号
債務者　草場五月子
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１１３号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2209番地12
債務者　山本由岐子
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４０号
長崎県南島原市加津佐町乙9938番地、前住所兵庫県神戸市西区学園西町５丁目１番地508―106号
債務者　岩﨑ます子
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
熊本県荒尾市西原町１丁目11番16号
債務者　吉田　優子
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第６３号
熊本県荒尾市増永106番地１
債務者　中川　富晴
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第６５号
熊本県玉名市大倉706番地
債務者　黒田　　洋
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２０３号
盛岡市東仙北１丁目11番54号　コーポ小向102号
債務者　髙橋　モト
１　決定年月日時　平成24年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３８号
福井県三方上中郡若狭町神谷10号37―10、住民票上の住所福井県小浜市青井第10号80番地
債務者　永井　信博
１　決定年月日時　平成24年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第８４号
鹿児島県薩摩川内市尾白江町3246番地６
債務者　前田　卓哉
１　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
広島県府中市本山町1740番地７
債務者　沖田　正徳
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１２３号
広島県府中市本山町1740番地７
債務者　沖田　暢子
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１９８号
沖縄県那覇市首里金城町４丁目９―２　首里コスモ102号室、住民票上の住所沖縄県浦添市字前田1251番地
債務者　石川　仁志
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５８号
青森県弘前市藤代２―12―１　津軽保健生活協同組合藤代健生病院内、住民票上の住所青森県北津軽郡板柳町大字野中字若松35番地
債務者　山田　典雄
１　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係